

財政福祉委員会

説明資料(2)

認知症の人と家族が安心して暮らせる
まちづくり条例（仮称）・
認知症の人が起こした事故に関する
救済制度の検討状況について

令和元年10月11日

健 康 福 祉 局

目 次

1 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例（仮称）の検討状況	
(1) 本市における主な認知症施策の実施状況	1
(2) 条例制定の趣旨	1
(3) 条例の検討経過	2
(4) 認知症の人と家族が安心して暮らせる まちづくり条例（仮称）の素案の概要	3
(5) 今後の予定	5
2 認知症の人が起こした事故に関する救済制度の検討状況	
(1) 事故救済制度創設の趣旨	6
(2) 事故救済制度の検討経過	6
(3) 事故救済制度（案）の概要	7
(4) 制度設計の方向性	7
(5) 実施予定期	7

1 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例（仮称）の検討状況

（1）本市における主な認知症施策の実施状況

区分	内 容
地域で支える 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">○ 認知症サポーターの養成・フォローアップ○ 認知症地域支援推進員の配置○ はいかい高齢者おかり支援事業の実施○ はいかい高齢者搜索システム事業の実施
医療・介護 サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">○ 認知症初期集中支援チームによる支援の実施○ 医療・介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施○ 認知症疾患医療センターの設置○ 若年性認知症相談支援事業の実施
介護者支援 の充実	<ul style="list-style-type: none">○ なごや認知症カフェの設置促進・運営支援の実施○ 認知症の方を介護する家族支援事業の実施○ 認知症コールセンターの運営
権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 成年後見あんしんセンターの運営○ 障害者・高齢者権利擁護センターの運営

（2）条例制定の趣旨

- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、2025年には全国で約700万人、本市においても約11万2千人に達すると推計されている。
- 認知症は誰もがなり得る病気であり、すべての市民が正しい理解と知識をもち、市全体で認知症の人を支えていかなければならない。
- こうした状況の中、認知症の人と家族をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、市や市民等が一体となって認知症施策を総合的に推進するための基柱となる条例の制定が必要となる。

(3) 条例の検討経過

ア 検討体制

- 認知症の人を介護する家族や地域の関係機関も委員として参加する懇談会(名古屋市認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりに関する懇談会)を設けて検討

<構成員(計14名)>

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・国立長寿医療研究センター部長 | ・名古屋市立大学大学院医学研究科教授 |
| ・藤田医科大学医学部教授 | ・愛知県弁護士会 |
| ・名古屋市医師会 | ・名古屋市歯科医師会 |
| ・名古屋市薬剤師会 | ・愛知県精神科病院協会 |
| ・認知症サポート医 | ・名古屋市介護サービス事業者連絡研究会 |
| ・認知症介護指導者 | ・名古屋市民生委員児童委員連盟 |
| ・認知症の人と家族の会 | ・名古屋市認知症施策推進参与 |

イ 検討経過

区分	時期	内容
名古屋市認知症の方や その家族が安心して 暮らせるまちづくりに に関する懇談会	平成30年7月 ～ 令和元年9月 (6回開催)	<ul style="list-style-type: none">・認知症に関する取り組み・条例に求められる視点及び内容・条例検討にかかるスケジュール・条例の骨子案・条例の素案

(4) 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例（仮称）の 素案の概要

ア 目的

- 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりに関し、基本理念や市の責務、市民等の役割、施策の基本事項を定めることにより、市や市民等が一体となって認知症施策を総合的に推進し、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちを実現する。

イ 基本理念

- 認知症の人の尊厳の保持、意思の尊重がなされ、認知症の人と家族が地域社会を構成する一員として自分らしく暮らせるまちの実現を目指すこと。
- 認知症の人と家族が、それぞれの置かれている状況に応じ、その人とその家族に寄り添った切れ目のない支援が受けられること。
- 認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市、市民、事業者、関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携して、市全体で認知症施策の推進に取り組むこと。

ウ 責務・役割

区 分	内 容
市の責務	<ul style="list-style-type: none">○ 認知症の人と家族が必要としていることを把握し、関係機関等と連携して施策を実施すること。○ 施策の実施にあたっては、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人と家族の意向の尊重に配慮すること。
市民・事業者 の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 市民は認知症の知識と理解を深め、認知症の予防に努めること○ 事業者は従業員が認知症の知識と理解を深めるため必要な教育を実施するよう努めること。○ 認知症の人と家族の困りごとに気づいたときは、その人の状況に応じた適切な支援に努めること。○ 市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。
関係機関 の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 認知症の人に適時適切な医療・介護が提供されるよう努めること。○ 認知症の研究等に係る成果の情報共有に努めること。○ 市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。

二 基本的施策

市は、認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人と家族の意向の尊重に配慮し、地域の実情に即した取り組みを推進するとともに、以下に掲げる施策を有機的に連携させて取り組むことにより、認知症施策を総合的に推進する。

区分	内 容
市民の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対する広報・啓発を積極的に行うとともに、幅広い世代の市民や事業者に対し、認知症サポーターの養成を推進 ○ 支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活躍するために必要な施策を実施
認知症の予防・早期発見の推進及び医療・介護提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が認知症の予防に努めることができるよう、予防の取組みの普及その他必要な施策を実施 ○ 検診の実施等により、認知症の早期発見・早期対応を推進 ○ 専門的医療を提供する医療機関の充実、医療・介護従事者の認知症対応力を向上するために必要な施策を実施 ○ 大学や研究機関等と連携・協力し、予防・治療の研究や技術向上を促進するための施策を実施
事故の予防及び救済	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症による行方不明者を早期発見するために必要な施策を実施 ○ 認知症の人が起こした事故の損害を救済するために必要な施策を実施
地域における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ いきいき支援センターなどで相談支援を実施するとともに、関係機関との有機的なネットワークを構築 ○ 認知症の人と家族の地域社会への参加を促進し、ピアサポート等を推進するため、認知症カフェ等において、認知症の人と家族、地域住民等の交流を深めるために必要な施策を実施 ○ 認知症の人と家族の生活の質を向上できるよう、認知症の人を介護する家族への支援に必要な施策を実施 ○ 若年性認知症の人と家族が状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための施策を実施
権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人の判断能力に配慮した意思決定支援が適切に行われるようにするための施策を実施 ○ 成年後見制度等を必要とする人が適切に利用できるようにするための施策を実施 ○ 認知症の人に対する虐待を防止し、その養護者等に対する支援を推進するための施策を実施

オ 進捗状況の確認

- 認知症に関する施策の進捗状況の確認を行うため学識経験者や実務経験者等から意見を聴取し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(5) 今後の予定

令和元年11月	市民意見の募集（パブリックコメント）
令和2年2月	条例案の上程
令和2年4月	条例施行
令和2年4月～	周知・広報

2 認知症の人が起こした事故に関する救済制度の検討状況

(1) 事故救済制度創設の趣旨

認知症高齢者の増加に伴い、認知症の人が事故を起こし、認知症の人またはその監督義務者である親族等が損害賠償を求められる可能性が高まることから、認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするために、認知症の人が起こした事故に関する救済制度を創設するもの。

(2) 事故救済制度の検討経過

ア 検討体制

○ 名古屋市認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりに関する懇談会の下に事故の予防と救済に関する専門部会を設けて検討

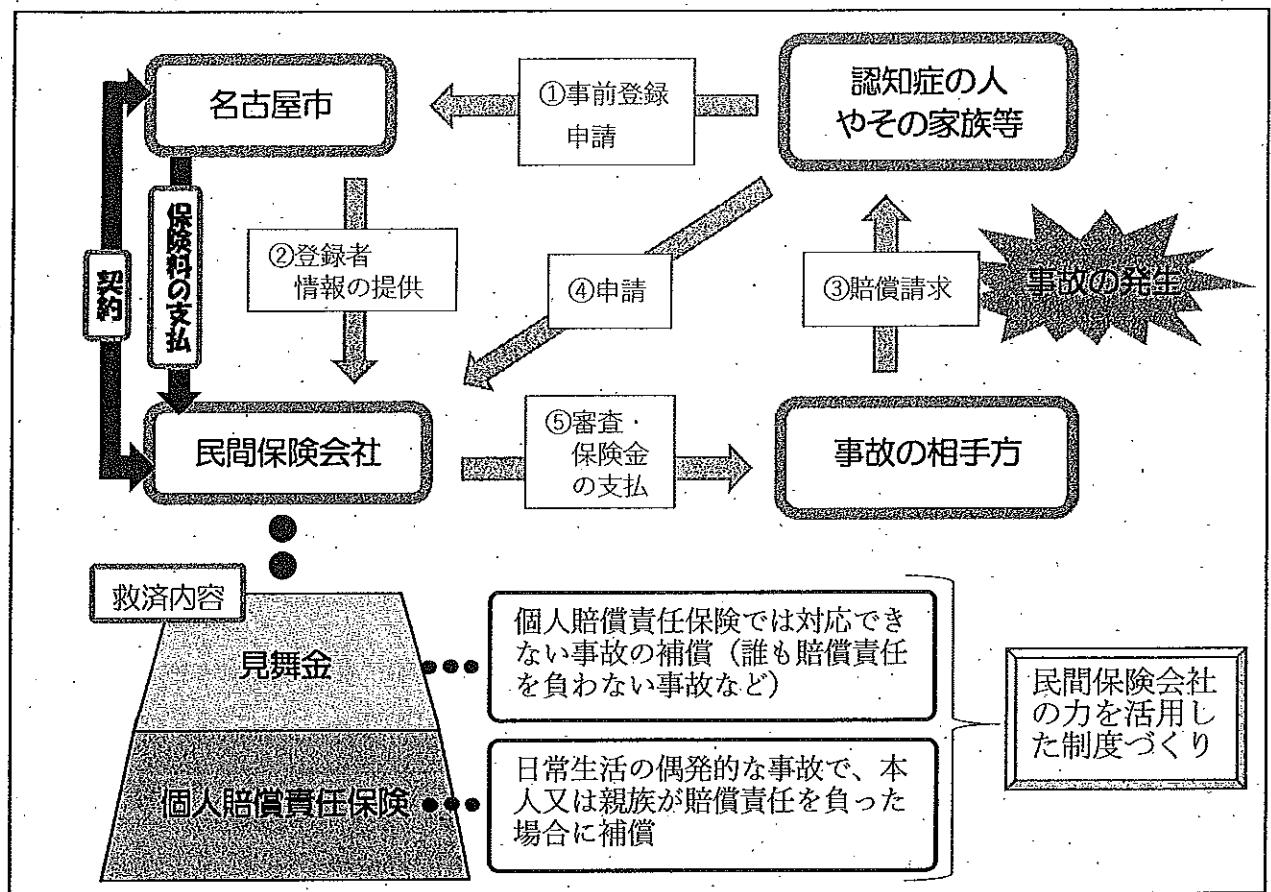
<構成員（計9名）>

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・愛知県弁護士会 | ・愛知大学法科大学院教授 |
| ・国立長寿医療研究センター部長 | ・名古屋市医師会 |
| ・愛知県精神科病院協会 | ・愛知県社会福祉士会 |
| ・名古屋市民生委員児童委員連盟 | ・認知症の人と家族の会 |
| ・名古屋市認知症施策推進参与 | |

イ 検討経過

区分	時期	内容
事故の予防と 救済に関する 専門部会	平成30年8月～ 令和元年8月 (5回開催)	・認知症の人が起こした事故に関する救済制度 ・認知症による行方不明者の早期発見

(3) 事故救済制度（案）の概要



(4) 制度設計の方向性

区分	方 向 性	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の診断を受けている方 要介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方 もの忘れ検診（認知症検診）において、認知機能の低下がみとめられた方 	
事前登録申請者	対象者本人による申請を原則とし、本人以外が申請する場合は本人の同意を得ることとする。	
救済内容	個人賠償責任保険	補償上限額は1億円以上とし、保険料等を勘案して検討する。
	見舞金	民間保険会社の動向を注視し、誰も賠償責任を負わない事故においても見舞金が支給されるような保険商品の導入を検討する。
利用者負担	なし	

(5) 実施予定期

令和2年度

